

証券コード 7358
2022年3月11日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
株式会社ポピンズホールディングス
代表取締役社長 轟 麻 衣 子

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染症の防止策を適切に講じたうえで開催させていただくことといたしておりますが、株主の皆さまの安全を第一に考え、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ですが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目2番8号
学士会館 2階 202
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

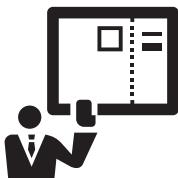
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.poppins.co.jp/hldgs>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類並びに監査等委員が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.poppins.co.jp/hldgs>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月30日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

×××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

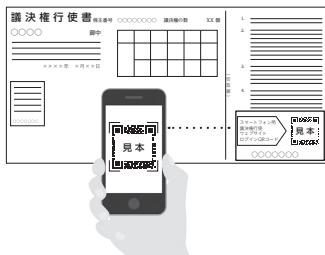
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

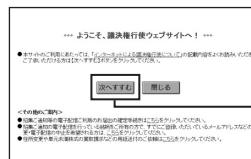
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度においてわが国では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、年度当初から緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置が発出され、社会経済活動の抑制が継続されました。年後半のワクチン接種普及の効果などにより、9月以降新規感染者が急速に減少してこのまま収束するかのように見受けられましたが、年末から感染力の強いオミクロン株が拡大する状況となっております。

このような状況のもと、ウィズコロナ時代というニューノーマルの状況を受け入れながら、「働く女性を支援するどんな時代においても必要とされる会社・組織・人材になる」という信念のもと、徹底した感染対策を講じたうえでのサービスの提供やオンラインサービスを取り入れ、事業を推進いたしました。

売上高につきましては、ベビーシッターサービスを中心にチャイルドケア事業の売上高が増加したこと、保育施設の新規開設・増床により業績が拡大したことなどにより、順調に拡大しました。

営業利益につきましては、4月からの新年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務の増加や育休延長および感染リスクへの不安による「預け控え」から、既存園の受け入れ児童数が減少して開始したことにより保育施設利益が一時的に減少したこと、保育士の給与改善を図ったこと、株式市場への上場および事業拡大に伴う人員の増強、採用・広告宣伝の強化等により積極的に販売費及び一般管理費を拡大させたことなどの影響はあるものの、前期比で増益となりました。

経常利益につきましては、認可外保育所において賃貸人の都合により合意退去したことに伴う補償金受領額69百万円を営業外収益に計上したことの影響がございました。

また、一部保育所の閉園に伴うのれん、および間接共通費を配賦した後に営業収支が赤字となる保育所の設備について減損処理を行ったことにより、特別損失153百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は247億49百万円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益は15億19百万円（同3.6%増）、経常利益は16億11百万円（同2.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億66百万円（同8.1%減）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。また、各事業区分（セグメント）の金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

事業区分別売上高

事業区分	第5期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第6期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
在宅サービス事業	2,850百万円	12.3%	3,396百万円	13.6%	546百万円	19.2%
エデュケア事業	19,350	83.3	20,379	81.7	1,028	5.3
その他	1,038	4.5	1,182	4.7	144	13.9
合計	23,238	100.0	24,958	100.0	1,719	7.4

事業区分別営業利益

事業区分	第5期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第6期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
在宅サービス事業	833百万円	28.5%	905百万円	29.7%	72百万円	8.6%
エデュケア事業	1,878	64.3	1,853	60.8	△24	△1.3
その他	209	7.2	290	9.5	81	38.8
合計	2,921	100.0	3,050	100.0	129	4.4

（在宅サービス事業：ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス）

2020年4月に発出された緊急事態宣言以降、ナニーサービスにおいては、サービス提供自粛により売上高が急減したものの、2021年1月から9月までの間に複数回にわたり発出された緊急事態宣言下における売上高は堅調に推移いたしました。また、年後半のワクチン接種普及の効果などにより、9月以降新規感染者が急速に減少して以降、売上高は順調に回復いたしました。ベビーシッターサービスにつきましては、ネット広告やSEO対策およびベビーシッターの採用強化を図ったことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大時においても継続的に売

上高が増加し、当連結会計年度第4四半期においては対前年同四半期比で倍増しております。なお、4月より公益社団法人全国保育サービス協会が発行する内閣府ベビーシッター割引券の利用限度額が1日当たり2,200円から4,400円に増加したことも、ナニーサービスおよびベビーシッターサービスともに利用拡大の後押しとなっております。高齢化や総人口の減少による労働人口の減少が懸念されるなかで、経済の活力の担い手となる女性の社会進出のためには、保育環境の整備、保育の質向上が課題であり、子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。保育園とともに「車の両輪」となり、女性の活躍・就労支援策を支える社会インフラとしてのベビーシッターの存在感が、より一層高まっていると認識しております。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケアサービス）につきましては、緊急事態宣言下においても安定した状況が続くとともに、当連結会計年度第4四半期においては増収基調となりました。さらに、年間240万人が生まれていた団塊の世代が70代半ばとなりターゲット層が膨らむこと、わが国の社会保障制度改革において示されている「医療から介護へ、施設から在宅へ」の方向性を踏まえ、シルバーケアサービスの需要拡大が加速するものと想定しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は33億96百万円（前連結会計年度比19.2%増）、営業利益は9億5百万円（同8.6%増）となりました。

（エデュケア事業：保育施設、学童・児童館等の運営）

当連結会計年度には以下のとおり保育所、学童施設合計8施設を開設し、認可保育所1施設および認証保育所1施設で増床を行いました。一方で、事業所内保育所3施設が閉園となりました。

その結果、当連結会計年度末時点で認可保育所69施設、認定こども園1施設、認証保育所36施設、事業所内保育所86施設、学童クラブ・児童館91施設、その他施設44施設の計327施設を運営しております。

（認可保育所）	合計 2 施設
東京都	1 施設
神奈川県	1 施設
（事業所内保育所）	合計 2 施設
東京都	1 施設
愛知県	1 施設
（学童クラブ・児童館）	合計 2 施設

東京都	2 施設
(その他)	合計 2 施設
大阪府	1 施設
兵庫県	1 施設

売上高につきましては、当連結会計年度に新たに保育施設を開設・増床したこと、および前連結会計年度に開設した保育所の園児の繰り上がりによる定員充足率の増加等により、前期比で増収となりました。なお、「預け控え」から既存園の受け入れ児童数が減少して開始したものの、園児受け入れ増強策への取り組みにより年後半には徐々に回復するに至りました。

営業利益につきましては、園児預け控えによる一時的な保育施設利益の減少の他、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーとして職責を果たす保育士の給与改善を図ったこと、保育士等の採用力強化を図り採用費が増加したことにより、売上原価、販売費及び一般管理費が増加した影響で、前期比で微減となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は203億79百万円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益は18億53百万円（同1.3%減）となりました。

（その他：国内・海外研修、人材派遣・紹介等）

研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により、2020年に実施する予定であった自治体より受託している保育士キャリアアップ研修等の一部が当連結会計年度第1四半期に後ろ倒しの実施となったこと、また当連結会計年度において順調に受注額が拡大するとともに、受注した研修については、同研修のオンライン化により遅れなく実施したことにより、4割近い増収となりました。オンライン研修が自治体・受講者に浸透し受講者数も増加しており、またオンライン化により、距離の制約をなくして当社グループの契約する各専門分野を代表する講師の講義を地方まで広げることが可能となりました。

また、人材派遣・紹介事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による派遣先保育所での園児預け控えにより保育士派遣数が減少したため、減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11億82百万円（前連結会計年度比13.9%増）、営業利益は2億90百万円（同38.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2億56百万円（補助金等の圧縮記帳額3億20百万円控除後）で、その主なものは次のとおりであります。

事業区分	設備の内容	投資金額
在宅サービス事業	ソフトウェア	52百万円
エデュケア事業	認可保育所を中心とする新設施設の内装設備等	77
全社（共通）	ソフトウェア	71

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第3期 (2018年12月期)	第4期 (2019年12月期)	第5期 (2020年12月期)	第6期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(百万円)	17,127	21,548	23,045	24,749
経常利益(百万円)	998	1,360	1,569	1,611
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	222	900	1,051	966
1株当たり当期純利益(円)	27.00	110.32	127.54	99.70
総資産(百万円)	8,438	10,092	14,532	13,133
純資産(百万円)	1,240	1,941	6,758	7,386
1株当たり純資産(円)	152.06	236.80	696.97	761.68

(注) 当社は、2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合、2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。第3期の期首に当該株式併合および株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 3 期 (2018年12月期)	第 4 期 (2019年12月期)	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (当事業年度) (2021年12月期)
営 業 収 益(百万円)	883	1,454	1,715	2,015
経 常 利 益(百万円)	295	440	469	669
当 期 純 利 益(百万円)	147	300	361	548
1 株当たり当期純利益 (円)	17.86	36.81	43.79	56.54
総 資 産(百万円)	5,739	6,284	10,149	8,179
純 資 産(百万円)	1,313	1,414	5,540	5,749
1 株当たり純資産 (円)	160.98	172.48	571.37	592.91

(注) 当社は、2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合、2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。第3期の期首に当該株式併合および株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ	96百万円	100.0%	保 育 園 の 運 営 等
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ フ ァ ミ リ ー ケ ア	90	100.0	ナ ニ ー サ ー ビ ス 、 高 齢 者 在 宅 ケ ア サ ー ビ ス 等
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル	90	100.0	教 育 研 修 ・ 調 査 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ
株 式 会 社 ウ ィ ッ シ ュ	45	100.0	保 育 園 の 運 営 、 学 童 保 育 の 受 託 等
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ シ ッ タ ー	97	100.0	ベ ビ ー シ ッ タ ー サ ー ビ ス
株 式 会 社 保 育 士 G O	20	100.0	人 材 紹 介

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 2021年7月1日付で、株式会社ポピンズファミリーケアおよび株式会社ポピンズプロフェッショナルをいずれも株式会社ポピンズを分割会社とする新設分割により設立しました。
3. 2022年1月1日付で、株式会社ウィッシュが株式会社保育士GOを吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

保育事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 人材の確保

i) 子育て支援事業（在宅サービス事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

子育て支援業界では、昨今の保育施設の増加により人材不足状態が続いております。しかしながら、子育て支援業界のパイオニアを自負する当社グループとしての地位の維持のためには、高品質を維持するのは絶対条件であり、また子育て支援事業を引き続き拡大させるためには、優秀な人材の確保が必要であります。

チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組み、当社グループが、東京都から株式会社として初の国指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通して、新たなナニー、ベビーシッターを養成しております。

エデュケア事業においては運営する保育施設数の増加に伴い、保育士やスタッフの確保が急務となるため、新卒採用および中途採用の強化に取り組んでおります。

保育士確保は依然厳しい状況が続いておりますが、就職フェアの出展などを通じて就職希望者との接点を増やしているほか、近年は地方採用も積極化しており、地方から首都圏に上京して働く人に向けて借上げ社宅などのサポート施策を準備する等、様々な方法を駆使し、保育施設運営上の必要数を充足しております。

保育士の処遇改善については、2019年4月入社の新入社員の初任給を26万円（大学卒、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の実認可・認証保育所）に引き上げ、それに合わせ、現状の保育士の処遇改善にも取り組んでおります。また、保育士の給与については、岸田政権が、2022年2月から教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げを目的として開始した「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を活用して、改善に取り組めます。

ii) 在宅サービス事業（シルバーケアサービス）

介護サービス業界ではホームヘルパー2級保有者など有資格者に対する求人需要が高く、今後高齢者在宅ケアサービスを拡張するうえで、人材の確保が何よりも重要になります。なかでも当社グループのVIPケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人材の確保に力を入れております。

② 人材の育成

人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となることを目指して、人材育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、以下のような様々な人材育成システムを通じて教育の機会を提供しております。

社員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、e-learning研修のほか、ポピンズ蓼科研修センターでの合宿研修や海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニーおよびベビーシッターやケアスタッフ向けには、採用時および更新時の研修を定期的実施しております。

さらに、ナニーおよびベビーシッター向けにナニー検定やナニースクールによるキャリア開発支援を行うとともに、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただける食事のレシピについての講習会を定期開催するなど、その人材の養成とサービスレベルの強化に努めております。

③ コンプライアンスへの取組み

児童福祉法や介護保険法および労働者派遣法や職業安定法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実施しております。また、お客様の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。そのために、内部監査、法務、財務経理、人事等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社内規程の拡充整備に取り組んでおります。加えて、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高めることで、さらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

④ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

引き続き保育施設の開設を進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資や新規事業およびM&Aによる事業拡大を図っていくためには、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関と親密な取引関係を維持し、資金調達の安定性と財務基盤の安全性を高めるよう努めております。

⑤ グローバル対応力の強化

アジアには日本の企業が数多く進出しており、そこに事業所内保育所のニーズがあると考えております。現在、ハワイで託児施設を一か所運営しておりますが、今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいります。

⑥ 多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）

少子高齢化による人材不足の解消は、女性とシニア、そして外国人材にいかにか活躍いただくにかかっております。

当社グループには、70歳を越えて働く人材が保育スタッフやナニーとして在籍し、現役ナニーとして80歳代の女性が活躍しております。当社グループの事業分野においては、年齢、性別を問わず多様な人材が持てる技能・経験・語学を活かして貢献いただけると考えております。

⑦ 新規事業への取組み

当社グループでは、有望な新規事業として、全国の保育事業者等に向けた経営支援コンサルティング事業の拡大に注力してまいります。認可保育所だけでなく様々な形態の施設の運営実績が多くノウハウがあるのは当社グループならではの強みであり、このような強みを活かせるコンサルティング事業を拡大してまいります。

今後保育所は、自治体、企業、利用者から選ばれる時代になっていき、いずれは供給過多になると見ており、そのような中、「選ばれる」保育サービスに成長するために、既存の保育施設運営事業やベビーシッター事業に加え、こうした新しい事業も積極的に広げていきたいと考えております。

また2021年6月には、新規事業として不妊予防事業をスタートしております。これまで当社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるように、支援の領域を広げ、当社グループ独自の不妊予防ポータルサイトの機能拡充や、企業研修の提供等を通じて、不妊予防におけるプラットフォームサービスを提供してまいります。加えて、福利厚生（卵子凍結などを含む）として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

⑧ SDGsの当社グループ経営へのさらなる取り入れ

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の用途に関し、

当社グループのこれまでの取組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取組み状況の開示や、目指すべき目標等の当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

具体的には、待機児童のさらなる解消やベビーシッターサービスの浸透による保育の受け皿の確保、介護離職回避やアクティブシニアの活用、DXの活用による保育士等の労働環境のさらなる改善等、経営戦略として達成すべき事項をSDGsの観点を変えて設定してまいります。

⑨ 事業成長戦略とDX戦略の推進

「規模および範囲」の拡大、つまり当社グループの事業成長戦略としては、1つめに既存事業である在宅サービス事業、エデュケア事業、研修事業の拡大、2つめに新規事業である、不妊予防、家事支援、外部向けコンサルティング事業などの育成に取り組んでまいります。そのいずれについてもM&Aおよび戦略的提携を掛け算することにより、更なる成長を目指します。

そして当社グループが一番の強みとする「クオリティ」を向上させる事業戦略としては、これまで35年間にわたり当社グループが培ってきた有形/無形の資産を活用した、人材確保・育成、R&D、SDGsの推進に取り組んでまいります。

そのうえで「生産性」を向上させるため業務改革、働き方改革、ICTやIoTの活用により業務効率化および付加価値向上に注力してまいります。

それら全てに対して、常に、当社グループの「DX戦略」が掛け算となります。2021年度に運用開始した「顧客DB」「人財DB」の活用に加え、今後はAIの活用やプラットフォーム化を通じ、「人のぬくもりや優しさに価値を置くDX戦略」を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
在宅サービス事業	ナニーサービス・ベビーシッターサービス、高齢者在宅ケアサービス、家事支援サービスの提供
エデュケア事業	保育施設、学童・児童館等の運営
その他	教育研修・調査研究事業、人材派遣・紹介事業、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社ポピンズ	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ポピンズファミリーケア	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ポピンズプロフェッショナル	本社（東京都渋谷区）、大阪支社（大阪府大阪市）、名古屋支社（愛知県名古屋市）
株式会社ウィッシュ	本社（東京都渋谷区）
株式会社ポピンズシッター	本社（東京都渋谷区）
株式会社保育士GO	本社（東京都渋谷区）

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
在宅サービス事業	80 (92) 名	1名増 (33名減)
エデュケア事業	2,755 (2,249)	97名増 (12名増)
その他	29 (171)	3名減 (22名減)
全社(共通)	59 (12)	2名増 (14名減)
合計	2,923 (2,524)	97名増 (57名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）

は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定の事業区分に区分できない管理部門所属のものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 (10) 名	5名増 (1名減)	45.1歳	2.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。
 3. 当社は持株会社であるため、事業区分別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	889百万円
株式会社三井住友銀行	591
株式会社三菱UFJ銀行	436
株式会社日本政策投資銀行	302

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,720,000株
- ② 発行済株式の総数 9,697,300株 (自己株式480,000株を除く)
- ③ 株主数 3,247名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社スピネカ	3,960,000株	40.8%
轟麻衣子	1,320,000	13.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	913,100	9.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	633,700	6.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	462,300	4.8
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0730064号	225,000	2.3
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0730065号	225,000	2.3
中村紀子 (戸籍名：豊紀子)	220,000	2.3
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMITTIL/ JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	194,700	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	82,400	0.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を480,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年12月13日	
新 株 予 約 権 の 数		63,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	63,000株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1株当たり)	120円 120円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2029年11月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1、2、3、4、5、6	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	61,000個 61,000株 4名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2,000個 2,000株 1名

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社及び当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りではない。
2. 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的となる当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利を行使することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
 - (i) 2023年7月1日から2024年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
 - (ii) 2024年7月1日から2025年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
 - (iii) 2025年7月1日から2026年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
 - (iv) 2026年7月1日から2029年11月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の全て
 4. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
 5. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 6. その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	中 村 紀 子 (戸籍名：豊 紀子)	
代表取締役社長	轟 麻 衣 子	株式会社ポピンズ 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役
取締役 副社長執行役員	井 上 正 明	当社コーポレート本部長 当社経営企画部長 株式会社ポピンズ 代表取締役社長 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役 株式会社保育士GO 取締役 株式会社ウィッシュ 取締役
取締 役員 取 常 務 執 行 役 員	田 中 博 文	当社管理本部長 株式会社ポピンズ 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ウィッシュ 取締役
取 締 役	吉 沢 淳	当社内部統制・監査部長 当社法務コンプライアンス部長
取 締 役 相 談 役	森 榮 子	
社 外 取 締 役	有 富 慶 二	コラボデリバリー株式会社 代表取締役会長
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	高 尾 剛 正	株式会社ポピンズ 監査役 株式会社保育士GO 監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	島 田 博 正	株式会社ポピンズファミリーケア 監査役 株式会社ポピンズシッター 監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 正 明	株式会社ポピンズプロフェッショナル 監査役 株式会社ウィッシュ 監査役

- (注) 1. 取締役有富慶二氏、高尾剛正氏、島田博正氏および山本正明氏は、社外取締役であります。なお、4氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 代表取締役社長轟麻衣子氏は、代表取締役会長中村紀子氏の子であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高尾剛正氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員および会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

i) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績及び個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年3月30日開催の第4期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。当該総会実施日においては7名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。当該総会実施日においては3名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員でない取締役については取締役会であり、個々の取締役の報酬等の額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役会長であります。監査等委員である取締役については、報酬等の額の決定権限を有する者は、監査等委員会であります。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役会長及び取締役相談役はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬及び業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね8：2としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

ii) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

iii) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1)	298百万円 (9)	298百万円 (9)	— (—)	— (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	26 (26)	26 (26)	— (—)	— (—)
合計 （うち社外役員）	10 (4)	324 (35)	324 (35)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役会長中村紀子氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役である有富慶二氏は、当社及び当社子会社と取引関係にあるヤマト運輸株式会社の親会社であるヤマトホールディングス株式会社の代表取締役社長及び会長でしたが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に与える影響もありません。同氏は、コラボデリバリー株式会社の代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には、重要な取引関係その他特別な関係はありません。また、同氏は当社株式1,000株および当社新株予約権2,000個（2,000株）を保有しておりますが、当社との資本的関係、取引関係は僅少であり、人的関係その他の利害関係はないため、社外取締役としての独立性に問題はないと考えております。
- ・監査等委員である社外取締役高尾剛正氏は、当社の子会社と企業内保育所の受託取引関係にある住友化学株式会社の代表取締役副社長でしたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役島田博正氏は、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役山本正明氏は、当社の子会社と取引関係にあるオリックス株式会社の取締役（監査委員）でありましたが、退任後10年以上経過しており、当社の意思決定に与える影響もないことから、当社と人的関係、資本的関係または特別な取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
取締役	有 富 慶 二	当事業年度に開催された取締役会24回中20回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営に関する豊富な知識・経験と、新規事業の展開戦略や規制改革についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	高 尾 剛 正	当事業年度に開催された取締役会24回の全て、監査等委員会13回の全てに出席し、常勤の監査等委員として、会社経営および人事戦略に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	島 田 博 正	当事業年度に開催された取締役会24回の全て、監査等委員会13回の全てに出席し、経営と法務についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	山 本 正 明	当事業年度に開催された取締役会24回の全て、監査等委員会13回の全てに出席し、主に財務と会計についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、内部留保金は将来の企業価値を高めるため、既存事業の拡大や新規事業・M&A、DX及びグローバル戦略の展開等に備えて充実を図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。期末配当については、連結配当性向30%前後を基本とし、利益や剰余金の水準を勘案のうえ、配当額を決定しております（ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度についてはその影響を考慮し配当額を決定いたします。）。なお、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2022年2月21日開催の取締役会で1株当たり40円と決定いたしました。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,373	流 動 負 債	3,583
現金及び預金	6,350	1年内返済予定の長期借入金	809
受取手形及び売掛金	2,552	未払金	1,259
その他	471	未払法人税等	307
貸倒引当金	△0	前受金	553
固 定 資 産	3,760	賞与引当金	45
有 形 固 定 資 産	1,666	その他	607
建物及び構築物	1,078	固 定 負 債	2,164
土地	121	長期借入金	1,450
建設仮勘定	363	役員退職慰労引当金	72
その他	103	資産除去債務	599
無 形 固 定 資 産	311	その他	40
のれん	51	負 債 合 計	5,747
その他	259	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,781	株 主 資 本	7,386
長期貸付金	158	資本金	2,095
敷金及び保証金	1,080	資本剰余金	2,005
繰延税金資産	519	利益剰余金	3,369
その他	125	自己株式	△84
貸倒引当金	△100	純 資 産 合 計	7,386
資 産 合 計	13,133	負 債 純 資 産 合 計	13,133

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,749
売上原価	19,404
売上総利益	5,344
販売費及び一般管理費	3,825
営業利益	1,519
営業外収益	
助成金収入	138
受取補償金	69
その他	46
合計	254
営業外費用	
支払利息	18
撤去費用	123
その他	20
合計	162
経常利益	1,611
特別損失	
減損損失	153
その他	0
税金等調整前当期純利益	1,457
法人税、住民税及び事業税	561
法人税等調整額	△70
当期純利益	966
親会社株主に帰属する当期純利益	966

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,905	流 動 負 債	968
現金及び預金	578	1年内返済予定の長期借入金	808
前払費用	54	未払金	70
関係会社短期貸付金	2,640	未払法人税等	26
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,570	預り金	23
その他	61	その他	40
固 定 資 産	3,274	固 定 負 債	1,461
有 形 固 定 資 産	149	長期借入金	1,431
建物	109	資産除去債務	17
工具、器具及び備品	23	その他	12
その他	16	負 債 合 計	2,429
無 形 固 定 資 産	239	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	201	株 主 資 本	5,749
その他	38	資 本 金	2,095
投 資 そ の 他 の 資 産	2,884	資 本 剰 余 金	3,052
関係会社株式	2,098	資 本 準 備 金	2,016
関係会社長期貸付金	658	その他資本剰余金	1,036
その他	228	利 益 剰 余 金	686
貸倒引当金	△100	利 益 準 備 金	11
資 産 合 計	8,179	その他利益剰余金	674
		繰越利益剰余金	674
		自 己 株 式	△84
		純 資 産 合 計	5,749
		負 債 純 資 産 合 計	8,179

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,015
営 業 費 用		1,359
営 業 利 益		655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
為 替 差 益	15	
そ の 他	1	44
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12	30
経 常 利 益		669
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19	19
税 引 前 当 期 純 利 益		649
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	108	
法 人 税 等 調 整 額	△6	101
当 期 純 利 益		548

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社ポピンズホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝	口	俊	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	畑	中	数	正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポピンズホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピンズホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社ポピンズホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	溝 口 俊 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	畑 中 数 正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポピンズホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年（令和3年）1月1日から2021年（令和3年）12月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び監査役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役及び海南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、監査に関する品質管理基準等に従ってその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については海南監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年（令和4年）2月15日

株式会社ポピンズホールディングス 監査等委員会

監査等委員 高尾 剛正
(常勤)

監査等委員 島田 博正
(非常勤)

監査等委員 山本 正明
(非常勤)

(注) 上記監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

◎商号の変更の件（第1条）

当社の完全子会社である株式会社ポピンズ（以下、「現ポピンズ」という。）が、2022年4月1日付で商号を「株式会社ポピンズエデュケア」へ変更するのを機に、1987年の創業以来、当社グループ事業運営の中核を担ってきた現ポピンズの商号である「株式会社ポピンズ」を、持株会社である当社の商号として採用することにいたしました。

この商号変更により、当社を中核としたグループ各社が一丸となって「ポピンズブランド」の価値最大化を図り、さらなる競争力の強化を目指すものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

◎場所の定めのない株主総会の件（第13条）

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められることとなりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第13条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

◎株主総会資料の電子提供制度の件（第19条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- ③ 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ポピンズホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Poppins Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 (条文省略) (株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年3月に開催し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。 (新設)</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ポピンズ</u>と称し、英文では、<u>Poppins Corporation</u>と表示する。</p> <p>第2条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 (現行どおり) (株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年3月に開催し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。 ② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="167 158 742 223"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="167 229 742 473"><u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="420 479 491 508">(新設)</p> <p data-bbox="167 837 628 904">第4章 取締役及び取締役会 第20条～第29条 (条文省略)</p> <p data-bbox="167 945 591 1011">第5章 監査等委員会 第30条～第34条 (条文省略)</p> <p data-bbox="167 1052 577 1118">第6章 会計監査人 第35条～第38条 (条文省略)</p> <p data-bbox="167 1159 577 1226">第7章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1014 117 1094 184">変更案 (削除)</p> <p data-bbox="783 479 1005 508"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="768 514 1342 616"><u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="768 622 1342 795">② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="768 837 1229 904">第4章 取締役及び取締役会 第20条～第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 945 1191 1011">第5章 監査等委員会 第30条～第34条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 1052 1176 1118">第6章 会計監査人 第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 1159 1176 1226">第7章 計 算 第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 第1条(商号)の変更は、2022年4月1日から効力を生じるものとし、本条の規定は、商号変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>第2条 変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第19条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が任期満了となります。つきましては、企業統治体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>なかむら のりこ 中村 紀子 (戸籍名：裏 紀子) (1949年5月26日)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1973年3月 株式会社日本教育テレビ（現株式会社テレビ朝日）にアナウンサーとして入社</p> <p>1985年4月 J A F E（日本女性エグゼクティブ協会）設立、代表（現一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会へ移行）</p> <p>1987年3月 ジャフィサービス株式会社（現株式会社ポピンズ）設立、代表取締役社長</p> <p>1989年10月 社団法人全国ベビーシッター協会（現公益社団法人全国保育サービス協会）、副会長</p> <p>1995年6月 通商産業省（現経済産業省）産業構造審議会総合部会委員</p> <p>2000年4月 社団法人経済同友会幹事</p> <p>2001年1月 厚生労働省職業能力開発分科会委員</p> <p>2003年8月 株式会社スピネカ取締役</p> <p>2005年12月 環境省中央審議会委員</p> <p>2006年3月 経済産業省独立行政法人評価委員会委員</p> <p>2012年9月 株式会社スピネカ代表取締役（現任）</p> <p>2014年5月 株式会社パルコ社外取締役</p> <p>2016年5月 株式会社日本経済新聞社経営アドバイザリーボードメンバー</p> <p>2016年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2018年4月 株式会社ポピンズ代表取締役会長</p> <p>2018年12月 一般社団法人日本女性エグゼクティブ協会設立、代表理事（現任）</p> <p>2018年12月 当社代表取締役会長（現任）</p>	4,180,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">とどろき まい こ 轟 麻衣子 (1976年2月16日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1998年9月 MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社</p> <p>2002年3月 シャネル株式会社入社</p> <p>2003年8月 株式会社スピネカ代表取締役</p> <p>2006年2月 GRAFF DIAMOND Ltd. 入社</p> <p>2008年9月 DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社</p> <p>2010年4月 株式会社ポピンズ顧問</p> <p>2012年3月 同社取締役</p> <p>2012年9月 株式会社スピネカ取締役 (現任)</p> <p>2016年10月 当社取締役</p> <p>2017年2月 スマートシッター株式会社 (現株式会社ポピンズシッター) 取締役 (現任)</p> <p>2018年3月 当社取締役副社長</p> <p>2018年4月 株式会社ポピンズ代表取締役社長</p> <p>2018年12月 当社取締役社長</p> <p>2020年4月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2020年6月 公益社団法人全国保育サービス協会理事 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社ポピンズ取締役 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長 (現任)</p> <p>2021年7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役 (現任)</p>	1,320,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	いのうえ まさあき 井上 正明 (1959年11月13日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1983年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年 4月 三行統合により株式会社みずほコーポレート銀行入行 2007年11月 NSフィナンシャルマネジメントコンサルティング株式会社入社 2011年10月 ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社入社 2012年11月 株式会社ポピンズ入社 2013年 3月 同社常務執行役員 2017年 2月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役（現任） 2017年 3月 株式会社ポピンズ副社長執行役員 2018年 3月 同社取締役副社長執行役員 2018年10月 株式会社保育士GO取締役 2019年 2月 当社副社長執行役員（現任） 当社コーポレート本部長（現任） 経営企画部長（現任） 2019年 3月 当社取締役（現任） 2019年 3月 Poppins U.S.A., Incorporated Director（現任） 2019年 3月 株式会社ウィッシュ取締役（現任） 2021年 7月 株式会社ポピンズ代表取締役社長（現任） 2021年 7月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任） 2021年 7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）	1,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">た な か ひ ろ ふ み 田中 博文 (1966年12月15日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1995年 3 月 公認会計士登録</p> <p>1996年 6 月 ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券株式会社（現ドイツ証券株式会社）入社</p> <p>1997年10月 Ernst&Young, LLP NewYork入社</p> <p>2002年11月 田中公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2003年12月 株式会社ポピンズ監査役</p> <p>2005年 9 月 同社取締役</p> <p>2013年 3 月 同社常務執行役員</p> <p>2017年 1 月 当社執行役員</p> <p>2017年 2 月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役</p> <p>2018年 3 月 当社取締役執行役員</p> <p>2018年 3 月 株式会社ポピンズ取締役常務執行役員（現任）</p> <p>2018年10月 株式会社保育士GO取締役</p> <p>2018年12月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>2019年 2 月 当社管理本部長（現任）</p> <p>2019年 3 月 株式会社ウィッシュ取締役（現任）</p> <p>2021年 7 月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任）</p> <p>2021年 7 月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）</p>	3,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	<p style="text-align: center;">よ し ざ わ き よ し 吉 沢 淳 (1951年12月28日)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>1974年 4月 ソニー株式会社 (現ソニーグループ株式 会社) 入社</p> <p>1998年 7月 株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビ ジョン・ジャパン管理部長</p> <p>2003年 7月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテ インメント映像事業部門管理部長</p> <p>2004年 1月 株式会社ポピンズ入社管理本部長</p> <p>2005年 3月 同社取締役</p> <p>2008年 3月 同社常務取締役</p> <p>2013年 3月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2016年10月 当社取締役 (現任)</p> <p>2017年 1月 Poppins U.S.A., Incorporated Director, President</p> <p>2017年 2月 スマートシッター株式会社 (現株式会社 ポピンズシッター) 取締役</p> <p>2019年 1月 当社内部統制・監査部長 (現任)</p> <p>2019年 2月 当社法務コンプライアンス部長 (現任)</p>	2,000株
6	<p style="text-align: center;">も り え い こ 森 榮子 (1942年6月3日)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>	<p>1988年 1月 ジャフィサービス株式会社 (現株式会社 ポピンズ) 入社</p> <p>1993年 3月 同社取締役</p> <p>2002年 6月 同社常務取締役</p> <p>2004年 3月 同社取締役副社長</p> <p>2016年10月 当社取締役副社長</p> <p>2017年 2月 スマートシッター株式会社 (現株式会社 ポピンズシッター) 取締役</p> <p>2018年 4月 株式会社ポピンズ取締役副会長</p> <p>2018年12月 同社取締役副社長</p> <p>2018年12月 当社取締役副会長</p> <p>2020年12月 当社取締役相談役 (現任)</p> <p>2021年 7月 合同会社ロングアン業務執行社員 (現 任)</p>	50,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">ありとみ けいじ 有富 慶二 (1940年7月25日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1963年4月 大和運輸株式会社（現ヤマトホールディングス株式会社）入社</p> <p>1997年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2003年6月 同社代表取締役会長</p> <p>2004年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事</p> <p>2005年11月 ヤマトホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長</p> <p>2006年1月 コラボデリバリー株式会社代表取締役会長（現任）</p> <p>2006年6月 ヤマトホールディングス株式会社取締役会長</p> <p>2006年7月 明治安田生命保険相互会社社外取締役</p> <p>2007年1月 内閣府規制改革会議委員</p> <p>2007年5月 株式会社パルコ社外取締役</p> <p>2015年6月 公益財団法人がん研究会理事</p> <p>2017年1月 EY新日本有限責任監査法人社外評議員兼公益委員（現任）</p> <p>2017年6月 公益財団法人日本生産性本部理事（副会長）（現任）</p> <p>2019年3月 当社社外取締役（現任）</p>	1,000株
8	<p style="text-align: center;">むらかみ しん 村上 臣 (戸籍名：鶴田 臣) (1977年2月26日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1999年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>2000年8月 ヤフー株式会社入社</p> <p>2012年4月 ヤフー株式会社執行役員チーフモバイルオフィサー（CMO）就任</p> <p>2014年6月 ワイモバイル株式会社取締役就任</p> <p>2017年11月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表就任（現任）</p> <p>2017年11月 Shin&Co.株式会社代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年4月 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部客員教授（現任）</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役有富慶二氏および村上臣氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

3. 有富慶二氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりヤマトホールディングス株式会社の経営に携わり、会社経営に関する豊富な知識・経験と、新規事業の展開戦略や規制改革についての幅広い見識などを有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。
5. 当社は有富慶二氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 村上臣氏が社外取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 代表取締役社長轟麻衣子氏は、代表取締役会長中村紀子氏の子であります。
9. 代表取締役会長中村紀子氏の所有株式数は、資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>たかお よしまさ 高尾 剛正 (1951年3月11日)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1973年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社</p> <p>2006年6月 同社常務執行役員</p> <p>2008年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2009年4月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>2012年4月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2015年6月 同社副会長執行役員</p> <p>2015年6月 稲畑産業株式会社取締役</p> <p>2015年6月 富士石油株式会社取締役</p> <p>2016年4月 住友化学株式会社顧問</p> <p>2019年3月 当社監査役</p> <p>2019年9月 株式会社保育士GO監査役</p> <p>2020年3月 当社社外取締役(監査等委員・常勤) (現任)</p> <p>2020年3月 株式会社ポピングス監査役(現任)</p>	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">しまだ ひろまさ 島田 博正 (1942年12月3日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1977年 4月 慶応義塾大学特別講座講師 (国際コミュニケーション)</p> <p>1978年 4月 日本ビクター株式会社国際法務室課長・経営企画室次長</p> <p>1997年10月 株式会社ウェイブレスラジオ代表取締役副社長</p> <p>2001年 4月 日本コロムビア株式会社戦略事業本部副本部長・法務担当執行役</p> <p>2008年 9月 ジャパンゴアテックス株式会社 (現株式会社ゴアジャパン) 法務・知財・広報担当執行役員</p> <p>2015年 6月 株式会社プライマテック取締役</p> <p>2018年 9月 当社法務顧問</p> <p>2018年12月 当社監査役</p> <p>2018年12月 株式会社ポピンズ監査役</p> <p>2018年12月 スマートシッター株式会社 (現株式会社ポピンズシッター) 監査役 (現任)</p> <p>2018年12月 株式会社保育士GO監査役</p> <p>2019年 3月 株式会社ウィッシュ監査役</p> <p>2020年 3月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>2021年 7月 株式会社ポピンズファミリーケア監査役 (現任)</p>	100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">やぎ やすゆき 八木 康行 (1957年3月5日)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>1979年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社</p> <p>2005年11月 ファーストクレジット株式会社代表取締役社長（住友信託銀行株式会社から出向）</p> <p>2006年6月 同上兼住友信託銀行株式会社執行役員</p> <p>2008年6月 住友信託銀行株式会社常務執行役員</p> <p>2012年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員</p> <p>2015年4月 同社専務執行役員</p> <p>2016年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常任監査役</p> <p>2017年6月 同社取締役監査委員</p> <p>2020年4月 東西土地建物株式会社監査役（現任）</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役高尾剛正氏、島田博正氏および八木康行氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 高尾剛正氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な知識・経験と、人事戦略についての幅広い見識などを有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また2020年3月30日開催の第4期定時株主総会における監査等委員会設置会社への組織変更以前の社外監査役就任期間は1年となります。
4. 島田博正氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な知識・経験と、法務についての専門的な知見などを有しているためであります。当社においても、その知見などをグループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。また2020年3月30日開催の第4期定時株主総会における監査等委員会設置会社への組織変更以前の社外監査役就任期間は1年3か月となります。
5. 八木康行氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、金融機関において長年にわたり会社経営に携わり、会社経営に関する豊富な知識・経験と、財務、会計および人事・労務分野についての幅広い見識などを有しているためであります。その見識などを、当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。

6. 当社は高尾剛正氏および島田博正氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 八木康行氏が監査等委員である取締役役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">かまち まさひで 蒲地 正英 (1981年5月18日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立役員</div>	<p>2005年11月 税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）入所</p> <p>2009年9月 公認会計士登録</p> <p>2014年12月 税理士登録</p> <p>2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表（現任）</p> <p>税理士法人カマチ代表社員（現任）</p> <p>株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役</p> <p>2017年1月 株式会社will consulting 代表取締役（現任）</p> <p>2017年3月 株式会社メドレー社外監査役（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社SOU Technologies（現バリュエンステクノロジーズ株式会社）社外取締役</p> <p>2020年1月 グロービス経営大学院大学専任准教授（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社スピネカ監査役（現任）</p>	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 蒲地正英氏は、補欠の社外取締役候補者であり、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 蒲地正英氏を補欠の監査等委員である取締役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通しており、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えているた

めであります。監査等委員である取締役现就任した場合、その見識などにに基づき当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。

4. 蒲地正英氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。蒲地正英氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と監査等委員である取締役候補者の専門性と経験

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

		女性★ 男性■	企業 経営	業界 知識	営業・ マーケ ティン グ	財務・ 会計	法務・ リスクマ ネジメン ト	人事	労務	DX
取締役	中村紀子	★	●	●	●			●		
	轟麻衣子	★	●	●	●			●		●
	井上正明	■	●	●	●		●			
	田中博文	■	●	●		●				
	吉沢淳	■		●		●	●		●	
	森榮子	★		●	●					
社外取締 役	有富慶二	■	●		●			●		
	村上臣	■	●							●
社外取締 役（監査 等委員）	高尾剛正	■	●					●	●	
	島田博正	■					●			
	八木康行	■	●			●		●	●	

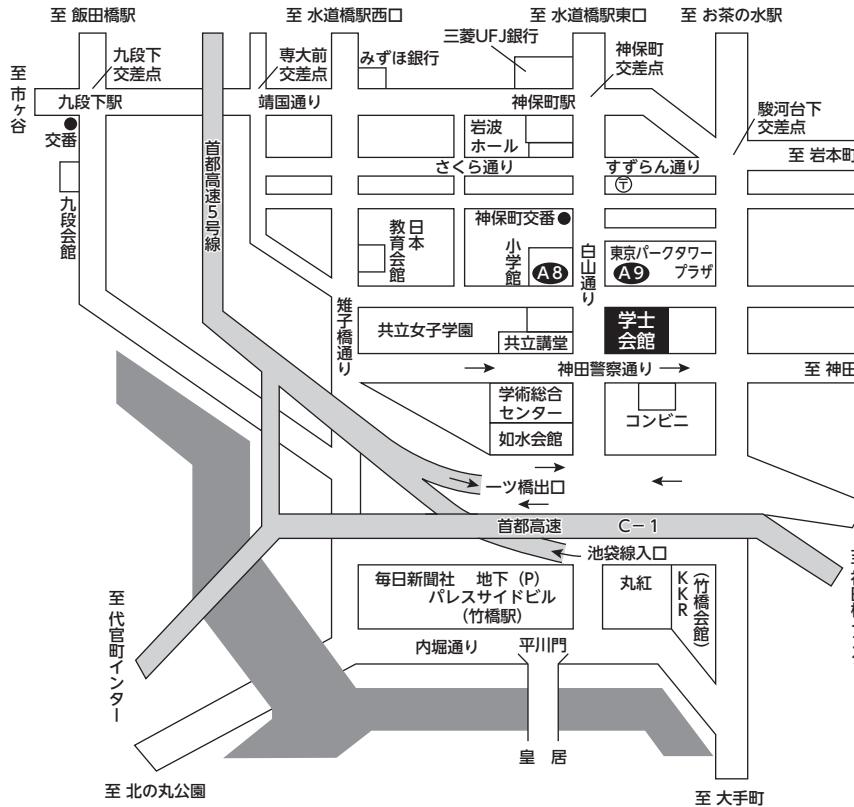
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町三丁目28番

学士会館 2階 202

TEL 03-3292-5936 (代表)



交通 J R中央線 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より徒歩約15分
 都営新宿線 神保町駅 A9出口より 徒歩約1分
 東京メトロ東西線 竹橋駅 3a出口より 徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。